

1. 事業説明資料（事前提出）

コミュニティ活動交流創生事業費補助金交付要綱

(平成25年4月1日決裁)

改正 平成26年3月31日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の地域コミュニティの活性化を図るため、市民の交流を創生するコミュニティ活動に関する事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 校下等 金沢市町会連合会を構成する校下町会連合会又は地区町会連合会がそれぞれ管轄する区域をいう。
- (2) コミュニティ活動 複数の校下等（本市の全域を範囲とするものを除く。）に存する複数の住民団体（おおむね5人以上の団体に限る。以下同じ。）が合同で行うまちづくり活動、文化活動、芸能活動等であって、本市の地域コミュニティの活性化に資すると市長が認めるものをいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、コミュニティ活動を行う住民団体が存する校下等の校下町会連合会又は地区町会連合会の推薦を受けたコミュニティ活動を行う複数の住民団体の代表となる団体に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。ただし、住民団体が、当該活動の実施に際し、この要綱に規定する補助金以外の本市の補助金その他これに準ずるものの交付を受けるときは、この要綱に規定する補助金は交付しない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、コミュニティ活動の実施に必要な経費（飲食及び備品の購入に係る経費を除く。）の2分の1に相当する額以内の額（この額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その額は、推薦した一の校下等の校下町会連合会又は地区町会連合会当たり1年度につき、50,000円を超えないものとする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、初めて当該交付を受けた年度から起算して2

年度とする。

(補助対象期間の特例)

第6条 前条の規定にかかわらず、補助金の交付の対象となったコミュニティ活動を行う複数の住民団体が、校下等に存する住民団体を新たに加えて当該コミュニティ活動を行う場合は、次の各号に掲げるコミュニティ活動の区分に応じ、当該各号に掲げる年度についても補助金の交付の対象となる期間とする。

(1) 補助金の交付が満了する年度に当該新たな住民団体を加えたコミュニティ活動 当該年度の翌年度

(2) 補助金の交付が満了する年度の翌年度に当該新たな住民団体を加えたコミュニティ活動 当該年度及び当該年度の翌年度

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成26年3月31日決裁)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。